

北九州市障害者支援計画の全体概要

（ ①障害者計画及び②障害福祉計画・③障害児福祉計画を包含 ）

スローガン：～生活を楽しみ、自分らしく生きるために～

① 北九州市障害者計画（計画期間：令和 6（2024）年度～令和 1 1（2029）年度）

※ 障害者基本法（内閣府所管）

●障害のある人に係る施策（生活支援、保健・医療、教育、就労、安全安心等）を総合的に推進するための基本計画

② 第 8 期北九州市障害福祉計画

③ 第 4 期北九州市障害児福祉計画

（計画期間：令和 9（2027）年度～令和 1 1（2029）年度）

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法（厚生労働省所管）

● 障害のある人や子どもの地域生活を支援するために必要な**障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する実施計画**

【基本理念】

障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、
安心していきいきと暮らすことができる共生のまちづくり
障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現

【社会情勢の変化】

3 2 1
2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「心のバリアフリー」啓発等の継続
感染症拡大時や地震・台風等の災害発生時などの非常時とその対応
「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

【横断的視点】

5 4 3 2 1
地域共生社会の実現に向けた取組の推進
当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援（生涯を通じた切れ目のない支援）
障害特性等に配慮したきめ細かい支援（一人ひとりに応じた個別的な支援）
障害のある女性を始め、子どもや高齢者など複合的に困難な状況に置かれている障害のある人に配慮した取組の推進
計画的かつ実効性のある取組の推進

【基本目標】と【分野】

基本目標Ⅰ 人権の尊重と共生社会の実現

【分野 1】
差別の解消、権利擁護の推進と障害のある人に対する理解の促進及び虐待の防止 P53

【分野 2】
情報アクセシビリティの向上
（意思疎通支援の充実） P62

【分野 3】
生活環境の整備
（障害のある人に配慮したまちづくり） P67

【分野 4】
安全・安心の実現
（防災・防犯、消費者保護） P73

基本目標Ⅱ 安心して暮らすための支援体制の整備

【分野 5】
自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築） P78

【分野 6】
保健・医療の推進 P90

基本目標Ⅲ 豊かな社会生活と自立の支援

【分野 7】
教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進） P96

【分野 8】
就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進 P104

【分野 9】
文化芸術活動・スポーツ等の振興 P110

【施策の方向性】

【分野 1】
（1）障害を理由とする差別の解消の推進
（2）権利擁護の推進、虐待の防止
（3）行政等における配慮の充実
（4）障害及び障害のある人に対する理解の促進
（5）ボランティア活動等の推進

【分野 2】
（1）障害のある人に配慮した情報提供の充実等
（2）意思疎通支援の充実
（3）行政情報のアクセシビリティの向上

【分野 3】
（1）住まい・住環境の整備
（2）移動しやすい環境の整備等
（3）アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
（4）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

【分野 4】
（1）防災対策の推進
（2）防犯対策の推進
（3）消費者トラブルの防止及び被害からの保護

【分野 5】
（1）障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等
（2）意思決定支援の推進
（3）相談支援体制の充実
（4）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実
（5）障害のある子どもに対する支援の充実
（6）障害福祉を支える人材の育成・支援

【分野 6】
（1）精神保健・医療の適切な提供等
（2）保健・医療の充実等
（3）保健・医療を支える人材の育成・確保
（4）難病に関する保健・医療施策の推進
（5）障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

【分野 7】
（1）インクルーシブ教育システムの推進
（2）教育環境の整備
（3）高等教育における支援の推進
（4）就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

【分野 8】
（1）総合的な就労支援
（2）障害者雇用の促進
（3）障害特性に応じた就労支援
（4）一般就労が困難な障害のある人に対する支援
（5）経済的支援の推進

【分野 9】
（1）文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
（2）スポーツに親しめる社会環境の整備
（3）多様な生涯学習の充実

1 障害福祉サービス等の提供により実現を目指す共生社会の姿（成果目標）

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等
- 地域生活支援の充実
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

2 成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の量の見込み（活動指標）

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
○訪問系サービス
○日中活動系サービス
○自立生活援助・共同生活援助・施設入所援助
○相談支援
○サービス利用意向確認担当者による支援回数
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等
- 地域生活支援の充実
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上
○相談支援専門員、意思決定支援等各種研修の実施
○処遇改善加算の取得推進、介護テクノロジー等の導入支援の推進
○障害福祉サービス等の情報公表の徹底 など
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

3 成果目標に資するよう地域の実状に応じて実施する地域生活支援事業に関する事項（障害のある人・障害のある子どもに対する事業）

- 【必須事業】
相談支援事業、意思疎通支援事業、
日常生活用具給付等事業、移動支援事業 等
- 【任意事業】
日常生活支援事業、社会参加支援事業